

日本私立大学協会
私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 悠久崇徳学園
②設置大学名称	長岡崇徳大学
③担当部署	総務部/企画・連携課
④問合せ先	総務部/企画・連携課
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 9 月 18 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 30 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://sutoku-u.ac.jp/information/release/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 1－1 ①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念及び教育目的について、本学ホームページ等を通じて学生を含むステークホルダーに示すとともに、学生に対しては、入学時、学年初めのガイダンス、学生便覧等を通して繰り返し説明を行っている。
実施項目 1－1 ②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	「卒業認定・学位授与の方針(DP)」、「教育課程編成・実施の方針(CP)」及び「入学者受入れの方針(AP)」に基づき、教育活動や支援体制等の実施状況を総合的に検証している。特にDPの実質化のために、アセスメントポリシーを定め、それに基づく成績評価を行っている。また、令和8年度からの新モデルコアカリキュラムでは、各科目に対応するDPの項目を明示するとともに、到達目標を設定したうえで、体系的な授業展開を行っている。また、これら3ポリシーについては、自己点検・評価委員会において、点検・評価・改善の取り組みを行っている。
実施項目 1－1 ③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長の責務、学長の補佐体制及び教授会の役割等については、学則及び教授会規程等により明確に定められている。
実施項目 1－1 ④	説明
教職協働体制の確保	組織に関する規程等に基づき、適切に教職員の役割分担を行い、意思疎通を図りながら協力して教育研究活動等を遂行している。
実施項目 1－1 ⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員の資質向上に向け、FD委員会においてファカルティ・ディベロップメント (FD) 及びスタッフ・ディベロップメントに関する方針を定め、各種研修を実施している。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	大学の教育目的、教育目標及び学校法人悠久崇徳学園の目的、さらに中長期成長戦略を踏まえることを中期的な計画の策定方針として、KPI等を含めた具体的な第二期中期目標・計画（2026－2031）を策定し、評議員会の意見を聴いた上で、理事会において決定している。
実施項目 1－2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	策定した中期目標・計画に基づいた年度計画を策定し、各年度毎に実施状況とその評価・改善について取りまとめ、翌年の年度計画に反映するPDCAサイクルにより、進捗管理にとどまらず、教育・研究の質の向上を目指している。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学での研究成果を地域・社会に還元するため、公開講座やセミナー等の取組を充実させ、このような活動を通し地域人材の育成につなげている。 また、広く社会人に対し勉学の機会を提供するとともに、社会人としての豊富な経験を在学生と共有することで、互いの学びに対する研鑽が図れることを期待して、社会人特別選抜を実施している。
実施項目 2－1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	本学教育センター地域貢献部門では、本学の人的・物的資源を活用し、公開講座の開催やボランティア活動、講師派遣等を積極的に展開している。 また、新潟県長岡市と包括連携協定を締結し、主に県中越地域が直面する諸課題の解決に取り組んでいる。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	本学では、障がい学生支援室や授業担当教員の連携により、個々の特性に応じた学習支援を実施している。 また、学生の多様な相談ニーズに対応するため、助言指導の役割を持つアドバイザー教員が、学業、進路、学生生活全般について面接時間（グループ・個別）を設け、きめ細やかな指導を行っているほか、臨床心理士、ハラスメント相談員、学生関連部署による多層的な相談体制を整備し、学生生活全般を幅広く支援している。
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	役員や評議員への女性登用に配慮し、理事 9 名中 2 名、評議員 名中 4 名の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の人材確保方針や選任過程については、私立学校法及び寄附行為等に基づき関連規程を整備し、理事選任機関である評議員会において透明性をもって選任手続きを実施している。

実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会運営の透明性については、寄附行為及び関係規程に基づき、理事会の役割や理事の責務を明確にすると共に、議事録の作成・保存を適切に行っている。 理事会は、理事長、副理事長、常務理事（学長）から、業務執行状況について報告を受け、理事の業務について監督している。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事会において、外部理事を含む全ての理事に対し、文部科学省からの情報や私立学校法等の法令改正について、情報提供を適切に行っている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人は、寄附行為に基づき、評議員会の決議によって選任されている。選任にあたっては、両者の独立性や利益相反の防止に十分配慮することで、その透明性を確保している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査を実施するために必要な事項を監事監査規程及び内部監査規程に定め、同規程に基づき監査計画を策定している。監事、会計監査人及び内部監査室の定期的な意見交換の場を設け、連携を図っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事監査を適正かつ効率的に運営するために必要な事項について協議し、情報共有を行っている。また、毎月、会計実績に関する報告を行い、財務状況の共有を図っている。さらに、文部科学省主催の監事研修会や私学事業団の経営相談等への参加等を通じて積極的に情報収集・研修機会を持つことで監査体制の充実に努めている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性や構成割合、資格等を寄附行為に定めている。 選任については、寄附行為に基づき理事会で評議員候補者を審議し、評議員会の決議により選任することで、その過程の透明性を確保している。

実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の招集や決議事項、評議員の責務並びに理事会及び評議員会における協議やそれぞれの職務等について寄附行為に定め、適切に運営することで協働体制を確立している。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員会において、外部を含む全ての評議員に対し、法人運営に関する情報提供を適切に行っている。

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人悠久崇徳学園における危機管理に関する規定」に危機管理マニュアルを策定することが定められており、それに基づき防災対応・危機管理準備委員会を発足させ、同委員会において防災マニュアルを策定し、災害時の防災・危機管理体制を整備するとともに、事業継続と早期復旧に備えている。
実施項目 3－4②	説明
法令等遵守のための体制整備	本学園では「内部統制システム整備の基本方針」を理事会において決定し、経営管理、リスク管理、コンプライアンス遵守、監査体制の整備について規定し運営を行っている。また、「(学)悠久崇徳学園内部通報者保護規程」を定め、通報を受け付ける窓口を置き、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等の早期発見と是正を図っている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	私立大学における高い公共性に伴う透明性の確保のため、法令上公開が求められる情報に加えて、教育研究活動に関する情報を大学ウェブサイトにおいて公開している。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	教育・研究に関する情報や学校法人に関する情報は、ウェブサイト内の「情報公開」等のページで公開し、幅広いステークホルダーに本学の概要を理解していただけるよう努めている。 現在、本学に対する一層の理解促進を目指し、ホームページの全面的刷新の作業を進めており、2027年4月公開を予定している。

Ⅱ－Ⅱ. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
なし	